

福岡市

くらしの

EYE
あい



2009.12 No.224

消費生活情報誌

◆ 知って納得、くらしの知識 ◆

「訪問販売等の指定商品制の廃止」

◆ くらしの生活科学情報 ◆

「介護用品での事故を防ぐために」

◆ 相談コーナーから ◆

「金融商品の契約は、よく考えて、慎重に」

◆ 身近なユニバーサルデザイン(共用品) ◆

◆ くらしのはてな、
これはなんでしょうか？ ◆

A: 灰皿

B: 皿

知って納得、くらしの知識



経済産業省商務流通グループ

消費者政策研究官 谷 みどり

「訪問販売等の指定商品制の廃止」

このところ、お年寄りの家を訪問して物を売りつけ高額のクレジット契約を結ばせるなどの悪質商法が、あちこちで問題になってきました。このため、関係する法律が改正され、その大部分が平成21年12月1日に施行されました。この改正には多くの内容がありますが、今回は、その一つである「指定商品制の廃止」についてお話しします。

訪問販売や通信販売、電話勧誘販売を規制する法律に特定商取引法がありますが、この法律の規制の対象は、以前は、政令で個別に定められた商品、役務（サービス）等に限られていました。政令で指定されていない商品で悪質商法の被害が問題になると、そのたびに政令を改正して、その商品を追加してきたのです。けれども、政令改正には時間がかかります。悪質業者は、指定されていないものを消費者に売りつけ、新しい政令が施行されるまで、規制されずにもうけることができました。



改正前の特定商取引法の政令で最後に指定した例をご紹介します。以前から、「易断を行うこと」は政令で指定されていました。そうしたら、「易断」つまり占いは無料かごく安くして、その後「悪い占いが出た」と言って消費者をおどし、高額の「おはらい」を契約させる悪質な訪問販売が出てきました。特定商取引法の対象になっている訪問販売なら、契約の書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・

オフ（契約の解除）ができます。また、うそを言って脅して勧誘したりすれば、行政処分も可能です。でも、「おはらい」は政令で指定されていませんでした。このため、「おはらい」の契約については、クーリング・オフも行政処分もできなかったのです。そこで、平成19年7月、「易断の結

果に基づき助言、指導その他の援助を行うこと」を政令で追加しました。この文言は、「おはらい」や「祈祷」、「除霊」などを幅広く読めるように工夫したのですが、この政令改正が施行されるまで、多くの消費者が被害を受けてしまいました。

こんな規制の抜け穴をなくすため、平成21年12月から、いくつかの適用除外があるほかは、すべての商品や役務が対象となりました。適用除外には、全面的な適用除外と、一部の規定だけの適用除外とがあります。

全面的な適用除外は、他の法令で消費者が守られるものです。たとえば、銀行・証券や保険などの金融取引や、電話やケーブルテレビなどの通信・放送の契約、鉄道やバスなどは、それぞれの法令で消費者が保護されるため、特定商取引法の対象からは除かれています。また、弁護士や司法書士、行政書士など、法律に基づく国家資格を得て行う業務も除外されています。



一部分だけの適用除外には、大きく分けて二つの種類があります。いずれも、訪問販売、電話勧誘販売が対象です。

一つ目は、書面の交付とクーリング・オフが適用除外になるものです。対象は、キャッチセールスで行われる飲食店、マッサージなどの契約です。お客を道で「いらっしゃい」と呼び止めて店に連れて行くと、「キャッチセールス」ということになり、特定商取引法では訪問販売に当たりますが、だからといってお客を呼び込んだ食堂で書面交付が必要だとか8日間はクーリング・オフだとかいうのでは、食堂も困りますし、お客も面倒です。そこで、これらを例外にしたわけです。

二つ目は、クーリング・オフだけ適用除外にするものです。この中には、まず、3千円未満の現金取引や、自動車・自動車リースが含まれます。電気やガスの供給や葬儀など、契約したら事業者がクーリング・オフ期間の経過を待たずにすぐに提供してくれないと消費者が困るものも含まれます。化粧品や配置薬などを全部又は一部消費した場合も、クーリング・オフできません。ただし、事業者が消費させた場合は別です。

詳しい資料は、「消費生活安心ガイド」(<http://no-trouble.jp/#top>)のホームページに載っています。改正された法律を多くの人が知って活用し、悪質商法を減らしていけるように願っています。

「介護用品での事故を防ぐために」

～国民生活センター報道発表より～

加齢により身体の機能が多少衰えてきたときに、行動をサポートするための便利な用品がいろいろと出ています。しかし、そもそも身体が不自由な状態で使うものですから、ちょっとした操作ミスや不具合が、思いがけず大きな事故を招いてしまう危険もあります。

使用方法などに注意しつつ、介護用品を生活に役立てましょう。

◆介護用品・機器の相談の傾向

全国の消費生活センターには、高齢者向けの介護用品の事故や苦情が寄せられています。多いのは、補聴器、歩行補助車（シルバーカー）、電動3・4輪車（電動カート・シニアカー）、車椅子、介護用ベッドなどです。

補聴器では、自分に合わないことによる頭痛や耳鳴りなどの不快な症状が相談の中心ですが、他の用品では、使用中に破損したり、転倒・転落、挟まるなどして、擦り傷、打撲、骨折などの事故につながっています。

◆こんな相談があります

補聴器

「購入した補聴器を使用すると耳鳴りがして体調不良になる。修理したが再び耳鳴りが始まった。」「新聞広告を見て購入した補聴器の聞こえが悪く雑音もする。」

【購入・使用時の注意点】

- 補聴器は医療機器です。利用を考えるときは、耳鼻科の診察を受けた上で、業界の認定制度の下で基準を満たした販売店などで購入しましょう。
- 時間をかけて調整をし、症状の程度にあった補聴器を選びましょう。



歩行補助車（シルバーカー）

（外出の際の歩行補助や品物の運搬、休憩に使用）

「シルバーカーを使用中、後輪に足を引っ掛け転倒した。じん帯を損傷して入院した。購入後2回目の使用だった。」「歩行補助車を使用中、段差のところで転倒し、病院で治療を受けた。」



【購入・使用時の注意点】

- 歩行補助車（シルバーカー）は、手すりなどを使用しなくても歩ける人が使うものです。目的や身体にあった商品を選択しましょう。
- 買物等に使用するショッピングカートなど、歩行の補助を目的として作られていない製品を歩行補助車として使用してはいけません。

電動3・4輪車（電動カート・シニアカー）

「思ったより速度が速く、カーブで転倒しそうなので解約したい。」「充電しても短時間で止まる、走行距離が短い。」

【購入・使用時の注意点】

- 街中でスムーズな操作ができるよう、安全な場所でよく練習をしましょう。
- 下り坂では、慎重な操作を心がけましょう。歩道では加害者になる可能性もあるので十分注意しましょう。

道路交通法で定める基準に適合するものは、「原動機を用いる身体障がい者用の車椅子」として扱われ、利用者は歩行者とみなされます。



◆介護用品を選ぶときには

介護用品や機器にはいろいろな種類があります。介護の程度や目的に応じて選びましょう。介護認定を受けている人は、ケアマネージャーや専門店とよく相談し、レンタル品も上手に使いましょう。

JISマーク（※1）やSGマーク（※2）がついているものは、一定の品質や安全性が認められているものです。選ぶ際の参考にしましょう。

※1 日本工業規格に適合した製品に付けられるマーク

※2 （財）製品安全協会が定めた安全基準に適合した製品に付けられるマークで、その製品の欠陥により人身事故が起きた場合には賠償措置を実施される。

◆介護用品に関する問い合わせ先

福岡市介護実習普及センター（福岡市中央区荒戸3丁目3番39号 福岡市市民福祉プラザ（ふくふくプラザ）3階 電話：092-731-8100第3火曜日・12月28日から1月3日休 <http://www.fukuwel.or.jp/practice/index.php>）では、介護用のベッドや車椅子など、高齢者や障がい者の介護や自立に役立つさまざまな福祉用具を展示し、実際に試しながら相談に応じます。（取扱店などのご紹介はできますが、商品の販売は行っていないのでご注意ください。）

金融商品の契約は、よく考えて、慎重に

金融商品には生命保険・損害保険などの保険、株式や債券（社債、国債）、投資信託、預貯金さらに国内外商品先物取引などがあります。

昨今仕組みや内容がわかりにくいさまざまな金融商品が販売され、トラブルが発生しています。

◆事例1 変額個人年金保険

3年前に貯金をしていたお金を定期預金にするために銀行に行ったが、金利が低かったので銀行で別の商品を勧められ、特約付き預金と思い契約した。その後証書が送られてきたが、証書には銀行の名前がなく、銀行の支店長に説明を聞いたところ元本保証のない変額年金保険と分かった。満期日や元本保証の説明もよく分からないまま契約したので取り消したい。

金融の規制緩和により保険の販売は保険会社だけではなく、銀行の窓口での販売が認められています。変額個人年金保険など元本が保証されていない商品を勧められることもあるので、意向確認書などによく分からないまま記入せず、不明な点は何度でも説明を求め、理解し納得したうえで、契約をしましょう。

◆事例2 CFD取引（海外先物の証拠金差金決済取引）

「原油に投資しないか、将来良い結果ができる」という電話があり事業者に会った。書類を見せながら「元本保証はない」というので「元本保証でないものはしたくない」と言うと「リスクもあるが利益も大きい」と言われ契約書にサインし、50万円を払った。その後「原油に投資した元金が半分になった。金(きん)にかえないか」と言われ追加で50万円払ったが1ヶ月後「状況が悪い、追加金が必要、絶対に損はさせない」というのでまた30万円を払ったが、これ以上払えない。



相談者は、証拠金を業者に預け、原油や金などの海外商品先物取引による差額の金額で決済するCFD取引の契約をしていました。消費者は業者が提示する海外市場の価格を参考に、投資する金額の何倍もの取引ができ

ますが、仕組みも難しく、実際に適正に取引されたかどうか不明瞭で、元本以上に損失が出るなど危険性が非常に高い金融商品です。

相談者は、この取引について知識や経験もないのに、リスクもあるが利益も大きい、絶対に損はさせないという説明を鵜呑みにして契約をしてしまいました。

内容がよくわからない、取引の経験もないのに事業者の説明だけで手をだすのは危険です。

※CFDは、Contract(契約) for Difference(差)の略。

◆事例3 未公開株

電話でA社発行の未公開株の勧誘があり、いらないと言ったが宣伝のため資料を送りたいと言われ了承した。同じ頃「A社の株を持ってないか。10口ほしい、40万円上乘せするので手に入れてほしい」と電話があったので購入を約束し、最初に勧誘のあったA社から10口300万円分購入した。その後約束した人へ連絡し、会う約束をしたが、連絡もなく、様子がおかしい。A社の株の発行会社に解約、返金を申し出ても買い取りはできないと言われた。



未公開株とは証券取引所や店頭市場に上場されていない株式のことです。通常は売買できません。株式の譲渡のためにはその会社の取締役会の承認が必要です。また、株を販売する業者は金融商品取引業者として登録が必要です。

相談者は株の発行会社に何度も連絡しましたが、担当者不在といわれ続け、弁護士に相談することにしました。

未公開株については、「近く上場する」という勧誘や、事例のように第三者が高値の買い取りなどを持ちかけ未公開株を購入させる手口もみられます。また、以前未公開株を購入した人に「買い取って被害を回復する」などと言い、自社が発行する未公開株を勧誘するケースもあります。説明どおりに上場しなかったり、販売業者と連絡がとれなくなるなどの被害がでていますので、未公開株の勧誘はきっぱり断りましょう。

契約を迷ったとき、心配なとき、トラブルとなったときは消費生活センターへご相談ください。

お知らせ

「消費生活カレッジ」受講生募集！！

平成21年度「福岡市消費生活カレッジ」の受講生を募集します。悪質商法や環境・食品などのテーマで5回連続の講座です。身近な問題についてみんなで学んでみませんか？

■開催日とテーマ（時間はすべて10：00～11：30）

- 第1回 開催日：平成22年1月20日（水）
テーマ：「消費者行政は今」ほか
- 第2回 開催日：平成22年1月27日（水）
テーマ：「悪質商法から身を守る法律を知ろう」※
- 第3回 開催日：平成22年2月 3日（水）
テーマ：「環境にやさしい消費生活をしよう」
- 第4回 開催日：平成22年2月10日（水）
テーマ：「地産地消を掘げよう」※
- 第5回 開催日：平成22年2月17日（水）
テーマ：「消費者力を試してみよう」



■定員 40名（先着順） ※は受講生以外も参加する「公開講座」となります。

■受講料 無料

■応募資格 市内に住み、5回連続して参加できる方。

■申込方法 電話またはFAX（氏名、住所、電話番号を記入）で、下記問い合わせ先へ

■申込期限 平成22年1月5日（火）

■問い合わせ 福岡市消費生活センター 電話712-2929 FAX712-2765

身近なユニバーサルデザイン(共用品)

表紙の答えは「B」「皿」

この前もらった皿はすごくいいよ。おしゃれで、とても使いやすいよ。最近はずっとこの皿を使っているよ」とデザインの先生からのコメントをいただきました。それが写真のお皿です。実は、私も使っていますが、とても使いやすく愛用の食器のひとつになっています。見た目は単なるセンスのいい陶磁器の皿のようですが、実際に使ってみると、細かな工夫が生きています。カレーの最後のご飯粒がスプーンで取りづらい経験をされた方も多いと思いますが、皿の1/3が少し内側にカーブしているので、小さな粒までもすくいやすいデザインになっています。その出っばりには、小さな薬味を乗せることもできますし、魚を食べたときの小骨を乗せるスペースとして使うこともできます。介護用品のお皿はどこか不格好だったり、素材がプラスチックで、味気なく感じるものがあつたり、また家族と違う食器に少しさびしい気持ちになったりすることもあるそうです。でも、このお皿なら家族も一緒に使って気持ちを満たすことができます。こういった便利でオシャレなお皿がもっと増えていったらいいですね。



文章：金本幸喜子 取材協力：共用品九州 <http://www.kyoyohin.com/>

●編集 福岡市消費生活センター 〒810-0073福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号（あいれふ7階）

TEL 092-712-2929 FAX 092-712-2765

市ホームページ <http://www.city.fukuoka.lg.jp/> から「消費生活・各種相談」をクリック！

●発行日 平成21年12月15日 ※本誌に対するご意見、ご希望を消費生活センターまでお寄せください。

●くらしのEYEは区役所や公民館などの市の施設のほかに、銀行、郵便局でも配布しています。

●印刷 友盟社印刷株式会社